

● 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

なお、府域における地域福祉を取り巻く状況変化や国の動向等を踏まえ、中間年である令和8(2026)年度に本計画の点検・見直しを実施します。

第5期大阪府地域福祉支援計画(13ページ)

年度	時期	審議会等	内 容
R 7	3月2日	◆ 分科会(第1回)	① 第5期大阪府地域福祉支援計画(R 6年度進捗状況) ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し(構成素案) *地域福祉の担い手の確保とSNSの活用
R 8		※市町村、庁内等の関係者と意見交換等を随時開催 ※骨子案等について分科会委員と相談しつつ、まとめあげたものをR8年度第2回分科会で審議	
	8月7日	◆ 分科会(第1回)	ゲストスピーカーによる講演
	9月28日	◆ 分科会(第2回)	① 第5期大阪府地域福祉支援計画(R 7年度進捗状況) ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し(骨子案) ③ 目標・指標の設定
	12月ごろ	◆ 分科会(第3回)	① 第5期地域福祉支援計画中間見直し(素案)
	1~2月	パブリックコメント(1か月程度)	
	2~3月	◆ 審議会(第1回)	① 各分科会報告 ② 第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し(案)
		第5期大阪府地域福祉支援計画中間見直し 策定	

市町村との
意見交換